

## 災害時要配慮者避難体制サポート事業業務委託仕様書

- ・ この仕様書は災害時要配慮者避難体制サポート事業業務委託公募型プロポーザル用である。
- ・ プロポーザル後、受託候補者と協議を行い、協議の結果を踏まえ仕様書を修正した上で契約を締結する。

### 1 業務の目的

本業務は、高齢者、障害者などの要配慮者が災害時に安心・安全に避難できる体制を確保するため、個別避難計画に基づく福祉避難所への直接避難についてモデル市町村を選定し、防災の専門家（コンサルティング会社）による助言・提案などの支援を行うことにより、体制整備を促進するものである。

### 2 業務名

#### 災害時要配慮者避難体制サポート事業

#### (1) モデル市町村

川口市、加須市、東松山市、横瀬町

#### (2) 事業概要

- ア 県は地域（都市部、郊外、山間部）に応じて想定される災害を考慮し、モデル市町村を選定する。
- イ モデル市町村においては、関係者による検討会議を開催し、防災の専門家（コンサルティング会社）による支援等を受けて、地域の実情に合った福祉避難所への直接避難計画を作成する。
- ウ モデル市町村の成果については、報告書及び映像による動画マニュアルを作成し、県内市町村へ普及拡大を図る。

#### (3) 検討会議の構成員及び実施時期

モデル市町村ごとに検討会議を開催する。検討会議の構成員は（5）のとおり。

	開催日時
第1回	調整中（7月～8月）
第2回	調整中（9月～10月）
第3回	調整中（11月～12月）
第4回	調整中（1月～2月）

※ 第4回は開催希望のあるモデル市町村においてのみ開催する予定。

#### (4) 委託業務内容

- ア モデル市町村が想定する災害や課題の把握に向けた支援及び課題解決に向けた方策の提示
- イ モデル市町村における避難所及び福祉避難所の現状分析に向けた支援及び方策の提示

- ウ モデル市町村における直接避難に当たっての避難方法等に係る助言の実施
- エ モデル市町村における避難所及び福祉避難所の確保・拡大に向けた支援及び方策の提示
- オ 避難所と福祉避難所が同一施設の場合の避難体制や運営管理等に係る助言や提案及び課題解決に向けた方策の提示
- カ 福祉避難所に直接避難すべき要配慮者を選定する基準に係る助言や提案及び課題解決に向けた方策の提示
- キ 検討会議における関係機関等の役割分担の整理等に係る助言や提案及び課題解決に向けた方策の提示
- ク 検討会議に係る助言や提案、進行及び会議録の作成
- ケ モデル市町村が作成する福祉避難所への直接避難マニュアル等の策定支援
- コ 福祉避難所への直接避難を県内市町村へ普及拡大を図るための動画マニュアル(※)の作成
  - ※ 福祉避難所への直接避難マニュアル等の策定に資する情報（検討会議での検討過程や検討状況、マニュアル策定に際し解決した課題のポイント等）を録画した動画

#### (5) 検討会議の構成員

モデル市町村が選定するが、概ね次の者を想定している。

市町村職員、市町村社会福祉協議会、ケアマネージャー、社会福祉施設職員、当事者団体（障害者団体、高齢者団体など）、防災の有識者、自治会長など

### 3 成果物

#### (1) モデル市町村における福祉避難所への直接避難マニュアル等

モデル市町村が既に策定している避難マニュアル（名称を問わない）に福祉避難所への直接避難を追記したもの又は別で策定するもの

#### (2) 動画マニュアル

モデル市町村以外の市町村が福祉避難所への直接避難体制に移行するための動機付けに大いに資するとともに、自ら検討し課題解決できることを目的とした動画。

動画はDVD媒体とし、30分から1時間程度を目安とする。

#### (3) モデル市町村における検討会議の会議録

### 4 業務実施に係る留意事項

- (1) 委託者及びモデル市町村の担当者をはじめとする関係者と十分協議した上で業務を実施すること。
- (2) 広報物や配布資料、動画などは、公表・配布、配信する前に委託者の承認を得ること。
- (3) 業務責任者を定めるとともに、業務実施体制を整えること。
- (4) 今後やむを得ない事情等により、会議等必要な対応の中止、若しくは業務内容に変更の必要が生じた場合は、双方協議の上で決定する。